

表 1-4 施策と役割の方向性

| |
|---|
| <p>【環境目標】</p> <p>廃棄物の発生抑制及び適正な処理</p> <p>廃棄物の発生抑制及び減量・資源化を進め、循環型社会が形成されていること</p> |
| <p>【達成指標】</p> <p><u>市民一人一日当たりの一般廃棄物排出量の減量、廃棄物の資源化率の向上</u></p> <p>◆資源を除くごみの減量目標として、市民一人一日当たりの一般廃棄物排出量を、2026年度（令和8年度）までに693g以下にすることを目指します。</p> <p>◆廃棄物の資源化率を、2026年度（令和8年度）までに32.5%以上、焼却灰等資源化を除いた場合は、24.1%以上にすることを目指します。</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>①廃棄物発生抑制の推進（リデュース=Reduce）</p> <p>②再使用の推進（リユース=Reuse）</p> <p>③再資源化・再生利用の推進（リサイクル=Recycle）</p> <p>④適正処分の推進</p> |
| <p>【環境目標】</p> <p>河川・海の保全</p> <p>環境汚染のない、きれいな川や海が確保され、水に親しめる環境があること</p> |
| <p>【達成指標】</p> <p><u>水質汚濁、ダイオキシン類による水質の汚濁、底質など水に関する環境基準の達成</u></p> <p>◆水質汚濁に係る環境基準の達成を目指します。</p> <p>◆ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成を目指します。</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>①水質汚濁防止対策</p> <p>②污水处理施設の普及</p> |

[資料：藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）]

表 1-5 環境配慮指針（事業別環境配慮指針）

| |
|---|
| <p>廃棄物処理施設整備・管理事業</p> |
| <p>【環境配慮事項】</p> <p>環境像 1：環境に優しく空気や川のきれいな藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の計画・整備にあたっては、地域の地形・地質・地盤などの特性を把握し、かつ、土壌汚染の防止、表層土及び地下水脈の保全、地下水のかん養、緑地等の保全に努めるとともに、やむを得ず改変を行う場合は、その復元を図るよう配慮します。 ・建設資材には可能な限り再生資材を使用するよう配慮します。 ・事業に伴うPM2.5などの大気汚染や水質汚濁等の発生を防止するため、予防対策を講じるよう十分配慮します。 <p>環境像 2：快適で潤いのある、住みやすい藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の焼却や埋立などについて、計画等に基づき、適正な処分に配慮します。 <p>環境像 3：豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理事業及び収集運搬事業の実施にあたっては、周辺環境を阻害しないよう、対策を講じる配慮をします。 <p>環境像 4：環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育等や施設見学など、ごみ問題に対する取組や学習をとおして、ごみの減量に対する意識を高めるよう配慮します。 <p>環境像 5：未来の地球環境への投資を行う藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設による発電や温水プールへの余熱の供給など、エネルギーの有効活用に配慮します。 |

[資料：藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）]